

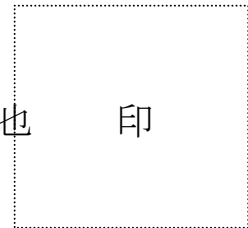
(案の 1)

閣 郵 委 第 ※ ※ 号 の 1
平成 2 7 年 ※ ※ 月 ※ ※ 日

金融庁長官
細溝 清史 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 印



郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 8 号及び第 1 4 9 条第 1 項第 8 号
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成 2 7 年 3 月 2 5 日付け金総第 1801 号・総情貯第 37 号をもって意見を求め
られた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第 1 2 0 条第 1 項第 8 号及び第 1 4 9 条第 1 項第 8 号の規定に基
づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正する
ことが適当である。

(案の2)

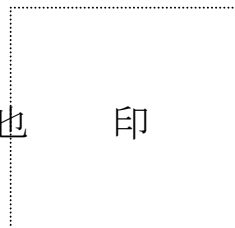
閣郵委第※※号の2
平成27年※※月※※日

総務大臣

山本 早苗 殿

郵政民営化委員会

委員長 増田 寛也 印



郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号
の規定に基づく内閣府令・総務省令案について（意見）

平成27年3月25日付け金総第1801号・総情貯第37号をもって意見を求め
られた事案について、審議の結果、下記のとおり意見を提出する。

記

郵政民営化法第120条第1項第8号及び第149条第1項第8号の規定に基
づく内閣府令・総務省令については、当委員会に示された内容のとおり改正する
ことが適当である。